

事 務 連 絡

平成23年10月12日

各都道府県水道行政担当部（局） 御中

（宮城県、山形県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県及び千葉県あて）

厚生労働省健康局水道課

水道水等の放射能測定マニュアルの送付について

今般、平成23年6月21日付けで公表した「水道水における放射性物質対策中間取りまとめ」の提言に基づいて、別添の「水道水等の放射能測定マニュアル」をとりまとめましたので、貴管下の水道事業者等において水道水及び水道原水の放射能測定を行う場合の参考としてご活用ください。

なお、本マニュアルにより、各測定法における検出限界値の考え方が整理されましたので、今後の当課による取りまとめ結果の公表は、平成23年8月30日付け事務連絡に基づきご報告をお願いしております個々の測定における検出限界値も添えて行うこととしますのでご承知おきください。

連絡先（担当者）

厚生労働省健康局

水道課水道水質管理室（橋口）

TEL : 03-5253-1111（内4032）

FAX : 03-3503-7963

Mail : suishitsu@mhlw.go.jp